

# 宮城県薬物乱用対策推進計画(第5期)報告書概要 (第5期における薬物乱用対策の実施状況・目標達成状況〔9の対策、60の取組〕)

## <実施状況・目標達成状況(主に令和5年度取組)>

## <考察・課題>

基本目標1  
啓発強化と薬物乱用未然防止の推進

- 対策1 学校における薬物乱用防止教育の推進と充実強化 P5~14
- 対策2 青少年や家庭、地域住民に対する薬物乱用防止や多様化する乱用薬物啓発の推進 P15~24
- 対策3 薬物乱用未然防止のための相談体制の充実強化と周知 P25~29

- ・全ての小中高校で年1回は薬物乱用防止教室を実施することを目標とし、小学校・中学校・高校等に対して、薬物乱用防止教室の実施を呼びかけるとともに、講師を派遣し、その実施率は88.8%であった。また、県内大学においても薬物乱用に係る講義や啓発を行った。併せて講師・指導者に対し、最新の知識共有に努めた。(税関、麻薬取締部、少年課、銃器薬物対策課、保健体育安全課、薬務課) P6~10
- ・各市町村教育委員会及び県立学校宛てに「長期休業中の生徒指導について」を通知し、長期休業等における薬物乱用防止の徹底を図った。(義務教育課、高校教育課) P11
- ・薬物乱用防止に係る通知等を周知したほか、スクールカウンセラーを配置する私立学校の取組みを支援した。(私学・公益法人課) P11、P12
- ・「ダメ、ゼッタイ。」普及運動期間中、9市町10カ所で開催し、延べ7,176人に対し資料配布などの啓発を実施した。(薬務課) P16
- ・青少年健全育成条例に基づき、違法薬物の使用等を助長する描写が含まれている書籍5冊を有害図書類として指定した。(共同参画社会推進課) P17
- ・少年警察ボランティア等と連携し、街頭指導・広報啓発活動を実施した。(少年課) P17
- ・高等学校PTA連合会を通じ、高校1年生(新入生)とその保護者を対象に、「薬物乱用防止」に関する小冊子を配布した。(生涯学習課) P17、P18
- ・薬物乱用防止教育認定講師、ライオンズクラブ職員に講演を実施した。(麻薬取締部) P18
- ・県内10地区で薬物乱用防止指導員266名(令和5年9月1日時点)を委嘱、延べ30,769人に対し各地区の集会、会合やイベント等で啓発を実施した。(薬務課) P18
- ・“社会を明るくする運動”の一環として、青少年2,380人に対して薬物乱用防止教室等を実施した。(仙台保護観察所) P19、P20
- ・ポスターの掲示、ホームページ・報道機関等を通じ、薬物乱用防止啓発を実施した。(宮城労働局、少年課、銃器薬物対策課、薬務課、消費生活・文化課) P20、P21
- ・薬務課ホームページで、危険ドラッグについての基礎知識等を公開したほか、大麻グミ等の新形態の違法薬物について周知を行った。また、大麻の有害性、危険性についてSNSを用いた啓発を行った。市販薬の濫用についても、県内高校生を対象としたアンケート調査を行い、実態把握に努めた。(薬務課) P21
- ・労働安全衛生法に基づき、有機溶剤を使用している事業者に対して、適正な使用・保管の指導及び相談に応じた。(宮城労働局) P25
- ・スクールカウンセラーを県内全ての公立小・中・義務教育学校、県立高校に配置・派遣するなどして、教育相談体制の整備を図った。(義務教育課、高校教育課) P25~27

- スクールカウンセラーの全公立小・中学校(仙台市を除く)、義務教育学校、県立学校への配置・派遣等、児童生徒の相談体制が充実した一方、令和3年度~令和5年度の小中高校における薬物乱用防止教室の実施率は県全体で84.3%であり、全国平均(79.4%)を4.9%上回ったものの、中学校における実施率は計画当初と比較し、2.1%減となった。引き続き薬物乱用防止教室の各学校における年1回実施を目標に周知や講師派遣を推進する必要がある。
- 若年層を中心に、増加を見せる大麻乱用や社会問題化しているオーバードーズを未然に防止するため、若者自身、また指導者に対する正しい知識の啓発が必要である。
- 大麻などの違法薬物はもちろんのこと、向精神薬や市販薬なども含めた乱用の危険性・有害性について、科学的知見に基づく分かりやすい啓発内容の充実と、対象者の属性に応じた効果的な啓発活動の強化を図っていく。

基本目標2  
薬物乱用者及びその家族への支援  
充実による再乱用防止の推進

- 対策4 再乱用防止のため相談体制の充実強化と周知 P30~34
- 対策5 薬物乱用者及びその家族への支援等 P35~38
- 対策6 保護観察所等の処遇機関における指導・再乱用防止教育の充実強化 P39~42

- ・各取締機関や行政機関、民間団体等が薬物乱用に係る相談窓口を設置し広く周知を行うと共に、相談対応を行った。(麻薬取締部、銃器薬物対策課、少年課、精神保健推進室、精神保健福祉センター、薬務課) P31、P32
- ・依存症関連問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援する助成を行った。(精神保健推進室) P32
- ・薬物依存症者の支援者を対象に、依存症支援に際して活用できるスキルの習得を目的として研修を行った。(精神保健福祉センター) P35
- ・引受人会を集団で4回開催し、延べ30人が参加した。引受人に対し、薬物依存の理解を深めることができた。(仙台保護観察所) P36
- ・矯正施設や保護観察所から依頼のあった支援対象者等108人に対して就労支援を実施した。就職者数は49人であった。(宮城労働局) P36、P37
- ・執行猶予判決が見込まれる薬物乱用者に対して再乱用防止パンフレットを閲覧・配付した。(銃器薬物対策課) P37
- ・地域生活定着支援センターにおいて、矯正施設退所予定者等に社会復帰と地域生活への定着を支援した。(社会福祉課) P37
- ・依存症治療拠点機関にコーディネーターを配置し、依存症患者及び家族等に対して支援等を実施した。(精神保健推進室) P38
- ・依存症家族教室を10回実施した。薬物依存症者の家族の参加は無かった。また、当事者支援プログラムを毎月1回実施し、延べ22人が参加した。(精神保健福祉センター) P38
- ・民間団体の協力を得て、薬物再乱用防止プログラムを実施した。集団処遇を35回実施し、薬物事犯保護観察対象者89人が受講した。(仙台保護観察所) P39、P40
- ・定期的に薬物乱用防止に関する視覚教材を放送した後、在所者に感想文を書かせることで、薬物乱用防止に対する理解を深めた。(仙台少年鑑別所) P40
- ・薬物依存のある刑務所出所者等に対する支援について、関係機関相互のより緊密な連携を図るため、「薬物依存症地域支援者ネットワーク協議会」を年間10回開催した。各機関と連携したケースの情報共有や事例検討を行うとともに、当事者の体談談を聴く機会を設け、薬物依存の理解に努めた。(仙台保護観察所) P40
- ・協力雇用主の元への雇用につなげるため、公共職業安定所及び就労支援事業所と連携した就労支援を実施した。(仙台保護観察所) P41

- 行政機関や医療機関だけでなく、各取締機関による薬物乱用問題に対する相談窓口設置のほか、薬物依存者やその家族に対する支援制度など、再乱用防止に向けた推進体制の充実化が図られている。各機関が実施する回復プログラム等の強化により、コロナ禍にあっても、一定の成果を挙げた。一方、覚醒剤事犯の再犯者率は依然として高水準で推移している。
- 薬物乱用者が、治療を必要とする薬物依存症からの回復支援、そして地域社会の中で引き続き適切な支援を受けることができるように、地域の医療、保健、福祉機関の連携及びその周知を一層強化する必要がある。また、当事者、家族及びその支援者が、薬物依存症が適切な治療・支援により回復可能な病気であること等を正しく理解し、対応できるように、今後も薬物依存症地域支援者ネットワーク協議会の開催等による関係機関の連携強化と依存症理解の取組みを推進する。

基本目標3  
指導取締り・水際対策の徹底

- 対策7 取締りの徹底及び多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化 P43~51
- 対策8 正規流通麻薬等の適正な管理 P52~54
- 対策9 水際対策の徹底 P55~58

- ・北海道・東北地区麻薬取締協議会を開催し、検察庁、管区警察局、管内各県警察、出入国在留管理局、税関、海上保安本部、米空軍犯罪捜査局、米海軍犯罪捜査局等合計42機関と情報を共有した。(麻薬取締部) P44
- ・情報収集や突き上げ捜査を実施して、密売組織の実態解明及び壊滅を図った。(麻薬取締部、銃器薬物対策課) P44、P45
- ・令和5年の暴力団等犯罪の総検挙人員の約3割を薬物事犯として検挙した。(暴力団対策課) P45
- ・危険ドラッグの指導取締り強化のため、関係機関との情報共有及び連携強化を図った。(麻薬取締部、銃器薬物対策課、薬務課) P46、47
- ・消費者から寄せられる情報の中に特定取引法及び消費生活条例に違反していないか監視した。薬物乱用に係る情報等はなかった。(消費生活・文化課) P47
- ・「宮城県薬物の濫用の防止に関する条例」の規定に基づき、知事指定薬物を5物質指定した。(薬務課) P47、P48
- ・麻薬及び向精神薬取締法、覚醒剤取締法等に基づき、医療機関等の立入検査を実施し、麻薬等の譲渡、譲渡し等について必要な監視、指導を行った。(麻薬取締部) P52
- ・麻薬及び向精神薬取締法、覚醒剤取締法等に基づく免許・許可・指定等業者に対し、立入検査等により指導・監視を行った。麻薬業務所に対する年間立入検査率は38.3%であった。(薬務課) P52、P53
- ・令和4年12月に仙台空港における国際線旅客便の運航が再開して以降、個人情報情報を活用した厳格な入国審査等を確実に実施し、薬物法令違反に係る外国人の入国を阻止してきた。(仙台出入国在留管理局) P56
- ・各関係機関の連携強化により、効率的な情報収集及び共有を図るとともに、積極的な合同捜査を実施し、水際取締りを徹底した。(仙台地方検察庁、税関、麻薬取締部、海上保安部、銃器薬物対策課) P56、P57
- ・漁協、港湾関係者、航空関係者等に情報提供を依頼し、入手した情報等を分析し効果的な水際対策を行った。(税関) P57、P58

- 各取締機関による地道な捜査や、関係機関の連携により、薬物事犯に関わる者の検挙や密売組織の壊滅など、一定の成果を挙げている。
- 不正流通を防止するため、麻薬業務所に対する監視指導を実施していくとともに、濫用のおそれのある医薬品の販売店に対し、適正な販売の徹底を指導していく必要がある。
- 日々巧妙化、潜在化する密売事犯に対応し、違法薬物の指導取締りを強化するため、関係機関は連携して効率的な情報収集を図る必要がある。そうして末端乱用者に対する取締りを徹底するとともに、薬物の供給源となる薬物密売組織を壊滅する、需要と供給両面からの不正流通防止対策を継続して実施する。

<参考データ>

